

# 完全支配子会社株式売却時の連結納税制度における課税関係の有利不利

税理士法人 AKJパートナーズ  
税理士

藤田 学



QUESTION

## グループ法人税制と連結納税制度における投資簿価修正との関係

当社は、完全支配子会社を複数所有する企業グループを形成しています。グループ法人税制が施行されて約1年が経過し、実務的な取扱いが明らかになってきたこともあります。連結納税制度の導入を検討しております。

連結納税制度における所得の通算効果や、連結子法人の繰越欠損金の持込要件の緩和については理解できましたが、当グループの場合、すべての法人が黒字であり、導入するメリットが見出せません。

ところが、連結納税制度を採用している場合に適用される「投資簿価修正」という取扱いがあり、これが子会社を売却する場合においてメリットになると聞きました。

この投資簿価修正の概要を教えてください。

また、以下の設例をもとに、グループ法人税制と連結納税制度それぞれの取扱いにおいて生じる差異について教えてください。

【設例】

設立当初から連結納税を採用している場合と採用していない場合とで、完全支配子会社株式の譲渡損益に差異は生ずるか。

(単位：円)

- 親会社における子会社株式の帳簿価額 1,000
- 子会社は設立より毎期業績 100（税引後）を計上し、今期 10 期目にあたる。
- 10 期目の末に、第三者の法人へ子会社株式を 3,000 で売却した。

**A** 連結納税制度における投資簿価修正とは、一定事由において連結子法人株式の税務上の帳簿価額を修正する処理です。原則として、修正する額は「当該連結子法人における連結納税制度を適用した期首の利益積立金額から一定事由が生じるまでの利益積立金額の変動額」になります。

また、ここでいう「一定事由」は、例えばご質問にあるような、連結子法人株式の売却の他、連結子法人株式の評価換えなどが挙げられます。

グループ法人税制において、連結納税制度を採用しないまま（グループ各社単体による納税制度を採用）完全支配子会社が継続して利益を積み上げ、株式価値も相応に増加している場合に、当該子会社株式をグループ外の企業等に売却する際、多額の譲渡益が計上されます。一方、連結納税制度を採用している

と、連結子法人が連結納税制度を適用した後の利益積立金の増加額については帳簿価額に加算することから、株式売却時における税務上の譲渡益を減少させることができます。

設例の解答は次のとおりです。

(設例の解答)

●グループ法人税制の場合の譲渡損益

$$(譲渡価額) - (譲渡原価) = 2,000 \\ 3,000 - 1,000 = 2,000$$

●連結納税制度の場合の譲渡損益

$$(譲渡価額) - (譲渡原価) = 1,000 \\ 3,000 - 2,000^{(*)1} = 1,000$$

(\*)1 取得価額 1,000 + 投資簿価修正 1,000

(\*)2 = 譲渡原価 2,000

(\*)2 100 × 10 期 = 利益積立金増加金額 1,000

(なお、算出の単純化のため、10 期目までの間にその他の譲渡等修正事由、社外流出項目はなかったものと仮定しています。)

参考

法令9①六・①七・

②・③

9の2①四・①

五・②・③

改正実務対応報告第7号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」(平成22年6月30日、企業会計基準委員会)

### CASE 3 完全支配子会社株式売却時の連結納税制度における課税関係の有利不利

- 結果、連結納税制度が子会社株式売却時ににおいて有利となる。

グループ法人税制 > 連結納税制度  
2,000 1000

なお、御承知のとおり完全支配関係を有するグループ法人間での完全支配子会社株式を譲渡するケースでは、有価証券の譲渡に該当することから譲渡損益調整資産の判定が必要になり、設例のように帳簿価額が1,000万円以上である場合には、投資簿価修正を行いつつ譲渡損益を繰り延べることとなります。

なお、連結納税制度を採用したものの子会社が継続して損失を計上している場合、グループ内外に関わらず、子会社の整理方法については譲渡によらないほうが望ましいケースもあります。投資簿価修正の結果、帳簿価額が減算されマイナスとなり、仮に1円で売却したとしても多額の譲渡益が一度に発生してしまう可能性があるためです。

#### 解説

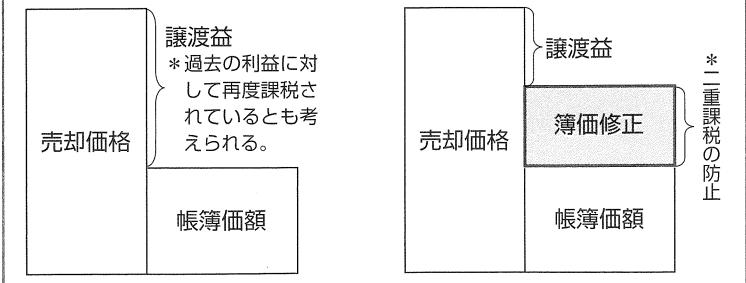
#### 1 投資簿価修正とは

投資簿価修正とは、連結納税制度を選択している状況下で連結子法人株式の譲渡等をする場合において、親法人における税務上の当該子法人株式の帳簿価額を修正することです。そもそもは、連結納税グループという一つの納税主体内での二重課税や二重控除を防ぐ趣旨で設けられた制度です（法令9①六、9②、9の2①四、9の2②）。

連結子法人株式の譲渡損益には、その連結子法人の利益・損失のうち、連結納税制度において課税済みの所得や、他の連結法人の所得から控除された欠損等に基づく部分があります。そのため、譲渡原価である連結子法人株式の帳簿価額を修正することにより、譲渡損益から課税済みの部分を排除することになります。

【図表1】完全支配子会社株式売却時の課税関係（子会社利益積立金が増加しているケース）

- グループ法人税制のケース
- 連結納税制度のケース



グループ法人税制において連結納税制度を選択しなければ、各完全支配子法人は、それぞれが納税主体として個別に課税されます。その場合、完全支配子法人株式の譲渡損益についても帳簿価額を修正することはなく、そのままの譲渡損益に課税されます。すなわち、利益を継続して計上した子会社株式の譲渡価格は必然的に高くなり、課税された利益に対して増加した子会社株式の価値に再度の課税がなされた状況といえます（【図表1】参照）。

#### 2 投資簿価修正の対象金額及び修正を行う

##### ケース

連結子法人株式の帳簿価額の修正対象は、連結納税制度の適用期間中における課税済みの利益・損失のうち留保されているものになります。すなわち、「連結子法人に帰属する税務上の連結個別利益積立金額の増減金額」です（法令9③、9の2③）。実務上は、帳簿価額の修正すべき金額を毎期別表上（別表五の二(一)付表二）で修正未済金額として管理していくことになるため、毎期ごとに帳簿価額を直接修正することはしません。

連結子法人株式の譲渡に伴い、帳簿価額の修正が必要になるのは、連結子法人株式の譲渡損益等として実現する直前の時点、すなわち譲渡日を含む事業年度です。

このような帳簿価額の修正が必要になるケ

藤田 学

FUJITA manabu

税理士法人AKJパートナーズ 社員税理士。  
法人・個人における税務支援業務を中心に円滑な事業承継のためのタックス・プランニングの提案、企業価値評価、連結納税の導入支援業務に従事。

主要著書に『(ケース別)連結納税の活用と実務』(共著)、『(立場別・ステージ別)ストック・オプションの活用と実務』(共著)、『リース取引の会計と税務』(共著)(以上、中央経済社)がある。

### CASE 3 完全支配子会社株式売却時の連結納税制度における課税関係の有利不利

ースとしては、「株式譲渡」の他、連結子法人株式に「株式の評価換え」「連結納税からの離脱」「連結納税の取り止め」等になります。平成22年度税制改正において、これらに「みなし配当事由が生じた場合」が加えられました（法令9②、【図表2】参照）。

#### 3 完全支配子会社が損失を継続している場合

投資簿価修正では、「修正後の帳簿価額が零未満」も想定されます。計算結果が零未満

の場合、修正後の帳簿価額は零ということではなく、そもそも二重控除を防ぐという趣旨ですから、マイナスにならなければこの趣旨は達成できません。

連結納税開始後、赤字が続いているものの所得通算の結果、他の連結法人の黒字と相殺ができていたからといっても投資簿価修正の修正未済金額は膨らんでいます。したがって、仮に1円で売却したケースであっても、売却益が出るケースがあるので留意を要するのです。

【図表3】のケースでは、投資簿価修正の影響を受けないようにするために当該子法人を清算させることも想定されます。しかし、清算に伴う残余財産の確定・分配により「みなし配当を計算すべき事由が生じたケース」（上記【図表2】の④）に該当しますので、帳簿価額を修正する必要があります。これは、残余財産の分配がないことが確定した場合も含みます。

ただし、みなし配当事由により修正を行うケースにおいては、修正すべき金額を零から既修正等額を減算した金額とされます（法令9③一）。これは、結果的に過去に修正したものに戻す結果となり、当初取得価額に戻ることになるため投資簿価修正の影響は生じないこととなります（【図表4】参照）。

#### 4 投資簿価修正におけるその他の主要な論点

##### （1）投資簿価修正の税効果会計上の取扱い

連結納税制度に関する税効果会計に関する取扱いは「実務対応報告第7号（改正平成22年6月30日）」に記載があります。投資簿価修正に係る税効果については、毎期把握することが可能であり、実質的な税務上の帳簿価額を増額修正する部分については、「税務上は、将来、譲渡等を行ったときに譲渡原価として損金の額に算入されるため将来減算一

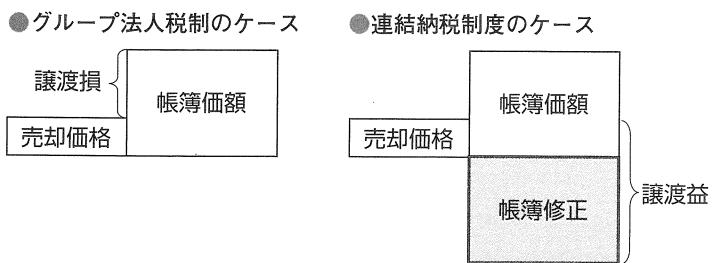
【図表2】帳簿価額の修正が必要となるケース

- ① 連結子法人の株式を譲渡するケース（※1）
- ② 連結子法人の株式の評価換えを行ったケース
- ③ 連結完全支配関係がなくなるケース
- ④ 連結子法人にみなし配当を計算すべき事由（法法24①）が生じたケース（※2）
- ⑤ 連結子法人の株式を直接又は間接に保有する連結法人に①～④の事由が生じたケース

※1 連結グループ内の法人間における譲渡に限ります。今回の設例における外部への譲渡は③に該当します。

※2 帳簿価額の修正は行いますが、連結子法人株式を当初取得価額に戻す結果となります。

【図表3】完全支配子会社株式売却時の課税関係  
(子会社利益積立金が減少しているケース)

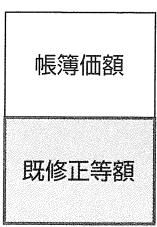


【図表4】みなし配当事由が生じた場合の修正金額の計算

$$\text{修正対象金額} = 0 - \text{既修正等額}$$

投資簿価修正前

投資簿価修正後



### CASE 3 完全支配子会社株式売却時の連結納税制度における課税関係の有利不利

時差異と同様になる」としており、「一時差異」として認識することとなっています。

しかし、それには条件が付されており、次の①②のいずれをも満たす場合を除いては、この部分に係る繰延税金資産は認識しないことが適当であるとされています。

- ① 予測可能な将来、譲渡される可能性が高いこと。
- ② 回収可能性があると判断されること。

また、実質的な税務上の帳簿価額を減額修正する部分についても、「将来加算一時差異と同様になり、原則として、当該減額修正される部分につき繰延税金負債を計上することとなる。ただし、予測可能な将来の期間に、その譲渡を行う意思がない場合には、繰延税金負債を認識しないものとすることが適当である。」とされています。

投資簿価修正は一部だけ譲渡する場合でも、すべての額について投資簿価修正しますが、これについてもあくまで一部の株式以外の株式について譲渡を行う意思がないときには、その税効果は認識しないものとなっています。

#### (2) 組織再編と投資簿価修正の留意点

連結グループ内の適格組織再編によるケースでは簿価譲渡になり、原則として課税関係がそもそも生じないことから、投資簿価修正を行わないこととされています（法令9②一・三）。例えば、連結グループ内の適格合併においては、簿価での引継ぎによることを理由として投資簿価修正は行いません（法令9②三イ）。しかし、グループ外との合併は適格であったとしても、「連結完全支配関係がなくなるケース」として投資簿価修正を行う必要があります。

なお、非適格合併のケースは、グループ内のケースは「みなし配当を計算すべき事由が

〔図表5〕組織再編時（合併・譲渡）における投資簿価修正		
グループ内	譲渡	連結子法人の株式を譲渡するケースによる投資簿価修正
	適格合併	投資簿価修正無し
	非適格合併	みなし配当を計算すべき事由が生じたケースによる投資簿価修正（当初取得価額へ戻す処理）
グループ外	譲渡	連結完全支配関係がなくなるケースによる投資簿価修正
	適格合併	連結完全支配関係がなくなるケースによる投資簿価修正
	非適格合併	みなし配当を計算すべき事由が生じたケースによる投資簿価修正（当初取得価額へ戻す処理）

生じたケース」による投資簿価修正となることから、当初の取得価額に戻す処理が行われます。また、グループ外のケースであったとしても、「連結完全支配関係がなくなるケース」として投資簿価修正を行うわけではなく、「みなし配当を計算すべき事由が生じたケース」による投資簿価修正を行います。これは、厳密な計算が困難であること等を理由としているようです。設例における譲渡も含めて整理すると〔図表5〕のようになります。

#### (3) グループ法人税制における投資簿価修

##### 正（寄附修正事由）との差異

グループ法人税制においても、完全支配関係がある法人間に寄附修正事由が生じた場合は投資簿価修正を行うこととなりました（法令9②七、9の2①五）。この制度は、連結納税制度における投資簿価修正といくつかの点で取扱いが異なりますので、留意する必要があります。

連結納税制度においては、利益積立金額増減額すべてに対して修正が必要とされます。したがって、グループ法人税制における寄附修正事由が生じたとしても、その取引のみをもって修正することは行いません（次頁〔図表6〕参照）。

## CASE 3 完全支配子会社株式売却時の連結納税制度における課税関係の有利不利

〔図表6〕グループ法人税制における投資簿価修正との差異

	グループ法人税制における投資簿価修正（※）	連結納税制度における投資簿価修正
対象金額	寄附金又は、寄附に対応する受贈益のみ	連結納税 グループ参加時点からの利益積立金額の増減
対象法人	直接保有の子法人のみ修正する。	間接保有も含めたすべての法人が対象となる。
実施時期	完全支配関係間の寄附が生ずる都度、帳簿価額を修正する。	譲渡等修正事由（法令9(2)）が生じた時のみ。 それまでの修正額（修正未済額）は、別表五の二（一）付表二で管理する。

※ 連結納税制度を採用している場合においても、連結グループ外の完全支配関係がある法人（例えば、外国法人を経由した完全支配関係がある法人）においては寄附修正を行うことになります。

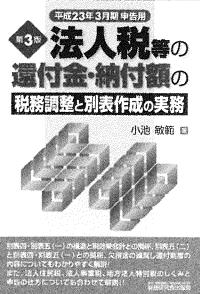
## コメント

グループ法人税制が導入され、今まであまり活用されてこなかった連結納税が注目されるようになりました。とはいっても今回の事例のようにすべてのグループ法人が黒字であったり、所得の通算ができるものの繰越欠損金が未消化となるリスクも少ないことにより導入を見送っているケースも見受けられます。ただし、ご説明してきたように、連結納税を採用することで、より適正な課税（二重課税の防止）がなされる効果もあります。

連結納税制度を採用するか否かは、納税単位を「個々の法人で見るか、グループ法人全体で見るか」の違いはあるものの、個々の法人での課税の場合、現行の制度で

は、子会社株式の含み益に再度課税されてしまうことは避けられません。

連結納税制度においては、申告納税手続きが煩雑となる点が主なデメリットとして挙げられるが、それは一時的なものであるとも考えられます。その他のデメリットとして、例えば子会社の重要な繰越欠損金の切捨てや、土地に対しての含み益が実現してしまう場合等、後々の事業年度で調整されない項目が顕在化する場合は、たしかに慎重に対応する必要があります。しかし、これらのデメリットが存在しないのであれば、グループ経営をされている経営者の方にとって、いま一度連結納税の導入を検討する意義は十分にあると考えられます。



## 第3版 法人税等の還付金・納付額の 税務調整と別表作成の実務

小池 敏範 著  
B5判・236頁  
定価2,100円(税込)

- ◇本書は法人税等の還付金、納付額の取扱いに的を絞り、税務調整の仕方と別表の作成方法をわかりやすく解説しています。
- ◇第3版では、法人税申告書別表一（一）、別表四、別表七（一）などの様式や記載欄の改訂箇所を中心に大幅に手直しをしました。

お問い合わせ・お申し込みは

税務研究会 お客様サービスセンター

〒101-0065 東京都千代田区西神田1-1-3(税研ビル)  
TEL 03(3294)4741 FAX 03(3233)0197  
<http://www.zeiken.co.jp>